



関西広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償等に関する条例の一部改正（案）について

令和 7 年 1 月 23 日

本部事務局総務課

1 趣 旨

国家公務員の給与に関する人事院勧告及び各府県市の人事委員会勧告を踏まえ、所要の改正を行う。

2 改正内容

(1) 関西広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償等に関する条例別表第 1 の「給料表」について給料月額を引き上げる（令和 6 年 4 月 1 日から適用）。

(2) 関西広域連合会計年度任用職員の期末手当の支給割合を次のとおり改定する（令和 6 年 12 月 1 日から適用）。

	6 月期	12 月期	引上げ幅
令和 6 年度	1. 225 月（現行 1. 225 月）	1. 275 月（現行 1. 225 月）	0. 05 月

(3) 関西広域連合会計年度任用職員の期末手当の支給割合を次のとおり改定する（令和 7 年 4 月 1 日から施行）。

	6 月期	12 月期	引上げ幅
令和 7 年度以降	1. 25 月（現行 1. 225 月）	1. 25 月（現行 1. 225 月）	0. 05 月

(4) 関西広域連合会計年度任用職員の勤勉手当の支給割合を次のとおり改定する（令和 6 年 12 月 1 日から適用）。

	6 月期	12 月期	引上げ幅
令和 6 年度	1. 025 月（現行 1. 025 月）	1. 075 月（現行 1. 025 月）	0. 05 月

(5) 関西広域連合会計年度任用職員の勤勉手当の支給割合を次のとおり改定する（令和 7 年 4 月 1 日から施行）。

	6 月期	12 月期	引上げ幅
令和 7 年度以降	1. 05 月（現行 1. 025 月）	1. 05 月（現行 1. 025 月）	0. 05 月

3 施行日及び適用日

- (1) 公布の日から施行する。ただし、上記 2 (3) 及び(5)については、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- (2) 上記 2 (1)については令和 6 年 4 月 1 日から、上記 2 (2) 及び(4)については同年 12 月 1 日から適用する。

4 条例改正案

別紙のとおり

5 今後の予定

令和 7 年 3 月 1 日 広域連合議会に条例案提出

関西広域連合条例第 号

関西広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償等に関する条例の一部
を改正する条例

第 1 条 関西広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償等に関する条例（令和
元年関西広域連合条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第22条第 4 項中「100分の122.5」を「100分の127.5」に改める。

第24条の 2 第 4 項中「100分の102.5」を「100分の107.5」に改める。

別表第 1 を次のように改める。

別表第1（第13条関係） 給料表

職務の級	1 級	2 級	職務の級	1 級	2 級
号給	給料月額	給料月額	号給	給料月額	給料月額
	円	円		円	円
1	183,500	230,000	33	230,000	267,000
2	184,600	231,500	34	231,100	267,800
3	185,800	233,000	35	232,200	268,600
4	186,900	234,500	36	233,300	269,300
5	188,000	236,000	37	234,400	270,000
6	189,700	237,500	38	235,400	270,800
7	191,300	239,000	39	236,400	271,600
8	192,900	240,500	40	237,300	272,300
9	194,500	242,000	41	238,200	273,000
10	196,200	243,400	42	239,100	273,800
11	197,800	244,800	43	239,900	274,600
12	199,400	246,200	44	240,700	275,300
13	201,000	247,400	45	241,400	276,000
14	202,700	248,600	46	242,000	276,700
15	204,400	249,800	47	242,600	277,400
16	206,100	251,000	48	243,200	278,100
17	207,400	252,100	49	243,800	278,800
18	209,000	253,200	50	244,400	279,500
19	210,600	254,300	51	245,000	280,200
20	212,100	255,400	52	245,500	280,900
21	213,600	256,400	53	246,000	281,500
22	215,200	257,400	54	246,400	282,200
23	216,800	258,400	55	246,700	282,800
24	218,400	259,400	56	247,000	283,500
25	220,000	260,400	57	247,300	284,100
26	221,700	261,300	58	247,600	284,800
27	223,000	262,200	59	247,900	285,400
28	224,300	263,100	60	248,200	286,100
29	225,600	263,900	61	248,500	286,700
30	226,700	264,700	62	248,800	287,400
31	227,800	265,500	63	249,100	288,000
32	228,900	266,300	64	249,400	288,500

職務の級	1 級	2 級	職務の級	1 級	2 級
号給	給料月額	給料月額	号給	給料月額	給料月額
	円	円		円	円
65	249,700	289,000	96		300,100
66	250,000	289,600	97		300,300
67	250,300	290,100	98		300,600
68	250,600	290,700	99		301,000
69	250,900	291,200	100		301,400
70	251,200	291,700	101		301,600
71	251,500	292,300	102		301,900
72	251,800	292,900	103		302,200
73	252,100	293,400	104		302,500
74	252,400	293,900	105		302,700
75	252,700	294,300	106		303,000
76	253,000	294,600	107		303,300
77	253,300	294,800	108		303,600
78	253,600	295,100	109		303,800
79	253,900	295,300	110		304,200
80	254,200	295,600	111		304,600
81	254,500	295,800	112		304,900
82	254,800	296,000	113		305,100
83	255,100	296,300	114		305,300
84	255,400	296,500	115		305,600
85	255,700	296,800	116		306,000
86	256,000	297,100	117		306,200
87	256,300	297,400	118		306,400
88	256,600	297,700	119		306,700
89	256,900	298,000	120		307,000
90	257,200	298,300	121		307,400
91	257,500	298,600	122		307,600
92	257,800	299,000	123		307,900
93	258,100	299,200	124		308,200
94		299,400	125		308,500
95		299,700			

第2条 関西広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第22条第4項中「100分の127.5」を「100分の125」に改める。

第24条の2第4項中「100分の107.5」を「100分の105」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 第1条の規定による改正後の関西広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償等に関する条例（以下「新給与条例」という。）別表第1の規定は令和6年4月1日から、新給与条例第22条第4項及び第24条の2第4項の規定は同年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 新給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の関西広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、新給与条例の規定による給与の内払とみなす。

改正後	改正前
関西広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償等に関する条例 第 1 条～第21条 省略 （フルタイム会計年度任用職員の期末手当） 第22条 省略 2・3 省略 4 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 省略 5・6 省略 第23条・第24条 省略 （フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当） 第24条の 2 省略 2・3 省略 4 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、当該フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に当該フルタイム会計年度任用職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した任期の定めが 6 月以上のフルタイム会計年度任用職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに對する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の107.5</u>を乗じて得た額の総額を超えてはならない。 5・6 省略 第25条～第44条 省略 附則 省略	関西広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償等に関する条例 第 1 条～第21条 省略 （フルタイム会計年度任用職員の期末手当） 第22条 省略 2・3 省略 4 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の122.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 省略 5・6 省略 第23条・第24条 省略 （フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当） 第24条の 2 省略 2・3 省略 4 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、当該フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に当該フルタイム会計年度任用職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した任期の定めが 6 月以上のフルタイム会計年度任用職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに對する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の102.5</u>を乗じて得た額の総額を超えてはならない。 5・6 省略 第25条～第44条 省略 附則 省略

別表第 1（第 13 条関係） 給料表						
職務の級 号給	1 級 給料月額 円	2 級 給料月額 円	職務の級 号給	1 級 給料月額 円	2 級 給料月額 円	
1	183,500	230,000	33	230,000	267,000	
2	184,600	231,500	34	231,100	267,800	
3	185,800	233,000	35	232,200	268,600	
4	186,900	234,500	36	233,300	269,300	
5	188,000	236,000	37	234,400	270,000	
6	189,700	237,500	38	235,400	270,800	
7	191,300	239,000	39	236,400	271,600	
8	192,900	240,500	40	237,300	272,300	
9	194,500	242,000	41	238,200	273,000	
10	196,200	243,400	42	239,100	273,800	
11	197,800	244,800	43	239,900	274,600	
12	199,400	246,200	44	240,700	275,300	
13	201,000	247,400	45	241,400	276,000	
14	202,700	248,600	46	242,000	276,700	
15	204,400	249,800	47	242,600	277,400	
16	206,100	251,000	48	243,200	278,100	
17	207,400	252,100	49	243,800	278,800	
18	209,000	253,200	50	244,400	279,500	
19	210,600	254,300	51	245,000	280,200	
20	212,100	255,400	52	245,500	280,900	
21	213,600	256,400	53	246,000	281,500	
22	215,200	257,400	54	246,400	282,200	
23	216,800	258,400	55	246,700	282,800	
24	218,400	259,400	56	247,000	283,500	
25	220,000	260,400	57	247,300	284,100	
26	221,700	261,300	58	247,600	284,800	
27	223,000	262,200	59	247,900	285,400	
28	224,300	263,100	60	248,200	286,100	
29	225,600	263,900	61	248,500	286,700	
30	226,700	264,700	62	248,800	287,400	
31	227,800	265,500	63	249,100	288,000	
32	228,900	266,300	64	249,400	288,500	
職務の級	1 級	2 級	職務の級	1 級	2 級	

別表第 1（第 13 条関係） 給料表						
職務の級 号給	1 級 給料月額 円	2 級 給料月額 円	職務の級 号給	1 級 給料月額 円	2 級 給料月額 円	
1	162,100	208,000	33	208,000	252,400	
2	163,200	209,700	34	209,300	253,300	
3	164,400	211,400	35	210,600	254,100	
4	165,500	212,900	36	211,900	254,900	
5	166,600	214,400	37	213,200	255,600	
6	167,700	216,200	38	214,400	256,700	
7	168,800	217,900	39	215,600	257,900	
8	169,900	219,600	40	216,700	259,000	
9	170,900	221,100	41	217,800	260,200	
10	172,300	222,600	42	218,900	261,400	
11	173,600	224,100	43	219,900	262,500	
12	174,900	225,600	44	220,900	263,600	
13	176,100	226,800	45	221,800	264,700	
14	177,600	228,200	46	222,700	265,800	
15	179,100	229,600	47	223,600	266,900	
16	180,700	231,000	48	224,500	267,900	
17	181,800	232,400	49	225,400	268,900	
18	183,200	234,000	50	226,300	269,900	
19	184,600	235,500	51	227,200	270,900	
20	186,000	236,900	52	228,100	271,800	
21	187,300	238,100	53	228,900	272,700	
22	189,600	239,700	54	229,800	273,600	
23	191,800	241,200	55	230,700	274,500	
24	194,000	242,600	56	231,500	275,400	
25	196,200	243,600	57	231,800	276,300	
26	197,900	245,100	58	232,600	277,200	
27	199,400	246,400	59	233,300	278,100	
28	200,900	247,600	60	233,900	279,000	
29	202,400	248,700	61	234,500	280,000	
30	203,800	249,700	62	235,200	281,000	
31	205,200	250,600	63	235,800	281,900	
32	206,600	251,500	64	236,300	282,800	
職務の級	1 級	2 級	職務の級	1 級	2 級	

号給	給料月額 円	給料月額 円	号給	給料月額 円	給料月額 円
65	249,700	289,000	96		300,100
66	250,000	289,600	97		300,300
67	250,300	290,100	98		300,600
68	250,600	290,700	99		301,000
69	250,900	291,200	100		301,400
70	251,200	291,700	101		301,600
71	251,500	292,300	102		301,900
72	251,800	292,900	103		302,200
73	252,100	293,400	104		302,500
74	252,400	293,900	105		302,700
75	252,700	294,300	106		303,000
76	253,000	294,600	107		303,300
77	253,300	294,800	108		303,600
78	253,600	295,100	109		303,800
79	253,900	295,300	110		304,200
80	254,200	295,600	111		304,600
81	254,500	295,800	112		304,900
82	254,800	296,000	113		305,100
83	255,100	296,300	114		305,300
84	255,400	296,500	115		305,600
85	255,700	296,800	116		306,000
86	256,000	297,100	117		306,200
87	256,300	297,400	118		306,400
88	256,600	297,700	119		306,700
89	256,900	298,000	120		307,000
90	257,200	298,300	121		307,400
91	257,500	298,600	122		307,600
92	257,800	299,000	123		307,900
93	258,100	299,200	124		308,200
94		299,400	125		308,500
95		299,700			

別表第 2 省略

号給	給料月額 円	給料月額 円	号給	給料月額 円	給料月額 円
65	236,800	283,300	96		296,600
66	237,300	284,000	97		296,800
67	237,800	284,700	98		297,100
68	238,400	285,600	99		297,500
69	238,900	286,600	100		297,900
70	239,400	287,400	101		298,100
71	239,900	288,200	102		298,400
72	240,400	289,000	103		298,800
73	240,900	289,700	104		299,100
74	241,400	290,200	105		299,300
75	241,800	290,600	106		299,600
76	242,300	291,000	107		300,000
77	242,800	291,200	108		300,300
78	243,300	291,500	109		300,500
79	243,800	291,700	110		300,900
80	244,300	292,000	111		301,300
81	244,700	292,200	112		301,600
82	245,200	292,400	113		301,800
83	245,600	292,700	114		302,000
84	246,000	292,900	115		302,300
85	246,400	293,200	116		302,700
86	246,800	293,500	117		302,900
87	247,200	293,800	118		303,100
88	247,600	294,100	119		303,400
89	248,000	294,400	120		303,700
90	248,500	294,800	121		304,100
91	248,800	295,100	122		304,300
92	249,100	295,500	123		304,600
93	249,400	295,700	124		304,900
94		295,900	125		305,200
95		296,200			

別表第 2 省略

改正後	改正前
関西広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償等に関する条例 第1条～第21条 省略 （フルタイム会計年度任用職員の期末手当） 第22条 省略 2・3 省略 4 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4） 省略 5・6 省略 第23条・第24条 省略 （フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当） 第24条の2 省略 2・3 省略 4 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、当該フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に当該フルタイム会計年度任用職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の105を乗じて得た額の総額を超えてはならない。 5・6 省略 第25条以下 省略	関西広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償等に関する条例 第1条～第21条 省略 （フルタイム会計年度任用職員の期末手当） 第22条 省略 2・3 省略 4 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の127.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4） 省略 5・6 省略 第23条・第24条 省略 （フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当） 第24条の2 省略 2・3 省略 4 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、当該フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に当該フルタイム会計年度任用職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の107.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。 5・6 省略 第25条以下 省略